

理事・監事及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桔梗の理事・監事並びに評議員の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会の出席)

第2条 理事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、1回あたり5,000円の旅費として支払うことができるものとする。

(監事)

第3条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、1回あたり5,000円の旅費を支払うことができるものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の監査の業務等に当たった場合も同様とする。

(役員の勤務報酬)

第4条 理事又は監事、評議員が理事会、評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務、研修に参加した場合は、1日につき5,000円の旅費を支払うことができるものとする。時間外については日当として8,000円(所得税別)を支払うことができるものとする。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

- 1 平成11年4月16日より施行する。
- 2 平成29年4月1日より施行する。